

令和7年度 第3回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年6月16日（月）午前10時 第3回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲 野 真	2番	齋 藤 照 一
3番	五十嵐 晋	4番	清 野 貢 市
5番	矢 野 美佐子	6番	今 野 滋
7番	三 宅 藤 義	8番	高 橋 昭 義
9番	白 田 好 之	10番	大 石 吉 隆
11番	山 崎 紀 子	12番	小 川 晋
13番	武 田 仁	14番	五十嵐 慶 一
15番	須 藤 隆 司	16番	富 樫 秀 幸
17番	松 田 康 政	18番	荒 沢 亨
19番	佐 藤 悦 雄		

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局長	花 輪 達 也	事務局長補佐	澤 章 子
副主任	小 川 順 一	主 事	海老名 美 咲
主 事	花 輪 大 夢		

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第5 議 事

承認第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 6 閉 会

5 議 事 録

午後 10 時 開会

議 長 ただ今より、去る 6 月 9 日付け天童市農業委員会告示第 7 号をもって招集した、令和 7 年度第 3 回天童市農業委員会総会を開会します。

 本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

 本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第 4 の事務処理報告は読上げを省略し、日程第 5 の議事のうち議第 8 号は、集約説明とします。

 本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 日程第 3 議事録署名委員の指名を行います。

 13 番 武田 仁 委員

 14 番 五十嵐 慶一 委員

 両委員にお願いします。

議 長 日程第 4 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

事務局長 それでは、総会次第の 1 ページ、事務処理報告を御覧ください。

 5 月 13 日開催の令和 7 年度第 2 回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっておりますので、御確認をお願いいたします。

 続きまして、総会資料を御覧ください。

 1 ページ及び 2 ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」です。件数 9 件、合計面積 4,144 m²です。

3 ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」です。
件数 1 件、合計面積 2,767 m²です。

5 ページから 6 ページ、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出受付状況報告書（相続等）」です。件数 7 件、合計面積 50,124 m²です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等
はございませんか。

（質問なし）

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第 5 議事に入ります。

承認第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の審査について」
を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。承認第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の審査に
ついて、御説明申し上げます。件数は 2 件で、1 件は藤内新田、もう
1 件は山口ということになっております。解約事由については右を御
覧いただきたいんですが、自作する、又は借人への売却という理由に
なっております。畑、両方とも畑で、合計 5,066 m²となっております。
以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はありませんか。
（質問なし）

議 長 お諮りいたします。
承認第 3 号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
（異議なしの声）

議 長 御異議なしと認め、承認第 3 号は承認することに決定しました。

議 長 議第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可について、集約して
説明いたします。総会の次第の 3 ページが集約したものです。

所有権移転するもの、3件、合計で2,729 m²です。これが売買についてであります。

次に、賃貸借に係るものについては、合計件数6件、面積で8,977 m²です。

最後に、使用貸借権を設定するものにつきましては、件数で1件、面積が555 m²となっております。

なお、総会資料の9ページから11ページが第3条の許可の部分です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、大石委員。

大石委員 はい。1番と2番になります。事由のとおりでございまして、何ら問題ないかというふうに思われます。よろしくお願いいたします。

議長 3番、荒沢委員。

荒沢委員 はい。3番の借主の■■■■さんは津山の方でも大きい農家をやっております、本人にも確認しまして、事由のとおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 4番、松田委員。

松田委員 私のほうから4番説明させていただきます。今まで■■■■さんのほうが借りていた畑と、周辺の農地を、売買という形で今回作っていただける案件でございまして。問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 5番、小川委員。

小川委員 5番、借主、受人の■■■■さん、■■■■の社長ということで、この現場につきましては、バイパス、国道13号線の東側、万代橋の手前ということで、あそこらへんは非常に、こう、畑というわけにいかなくなるんだかなと思ってはいるんですが。ここでは息子さんが家庭菜園をするつもりで買うということでした。とにかく3年間は農地として使って頂きたいという旨を申し上げております。よろしくお願いいたします。

議長 6番、三宅委員。

三宅委員 はい。6番7番、私でございまして。事由のとおりで問題ないので、よ

ろしくお願いします。

議 長

8 番、富樫委員。

富樫委員

はい。8 番、9 番、私のほう担当ですので説明させていただきます。まず、8 番、[] さん、後期高齢者の方なんですけれども、旦那さん亡くしてですね、規模縮小を図るということで、受け手の [] さん、40 代の専業農家でございます。ちょうど畑が隣接しております、そのままお借りするという形でございます。9 番、[] さんから [] さんが受人となるというものでございますけれども、[] さんも後期高齢者でございます、[] さん、40 代です、この方も専業農家で、自分の耕作地の、すぐ隣接する畑のりんご畑とサクランボ畑をお借りするということでございます。いずれも問題ないかというふうに思われます。

議 長

10 番、武田委員。

武田委員

渡人の [] さん、受人の [] さんはですね、十数年前に土地を [] さんが購入しましてそこに家を新築したという経緯がございます、そのつながりの農地をもう少し家庭菜園で使いたいという旨のことでございます。非農家権利取得ですが、なんら問題ないと思われま。よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

荒沢委員

はい。

議 長

荒沢委員。

荒沢委員

はい。6 番の案件について教えていただきたいんですけれども。借人の [] さん、非農家で権利取得今回あったんですけれども、自宅が中桜田なんですよね。で畑が高嶺のほうで、結構距離感もあって、なおかつ初めての農地取得したということで、年配の方であれば結構通うのも大変になってくるのかなと思うんですけれども、その辺事務局どういうふうに確認なっているんでしょうか。

議 長

事務局。

事 務 局

まず、年齢から申し上げますと、43 歳ということであります。具体的には、高嶺、[]、ハッカを使って色々お店を出したり

というふうな事業を高揃でなさってる方で、農業委員会を通さずにですね、すでに5a ほど作ってるんですが、それが年間的に不足するような場合もあるということで、今回、もう5a を使用貸借したいということでございます。4日ぐらい前ですかね、農業新聞にも記事が出てたりとか、ハッカを利用したイベントを開催されている方であります。以上です。

議 長

荒沢委員。

荒沢委員

以前からしているということは、非農家権利になっているんですけども、非農家でなく農家をやっているっていうふうな考え方なんではないでしょうか。非農家に書いてあるんで、初めて農地を取得したのかなというふうに認識しましたがけれども。

事 務 局

あくまでも、台帳上ですね、0 というようなことだったものですから、非農家というふうな扱いにいたしました。先ほど申し上げましたとおり、高揃の方から5a ほど地元のほう借りてですね、現在作ってはいますが、何回も申し上げますが、台帳上は0 なものですから、非農家というふうな扱いとさせていただきました。以上です。

会 長

3反歩権利取得の頃から借りていたのではないかと。新しく非農家でも農地取得できるようになるまでは借りられなかったのもそのようになったのでは。それで台帳上0 なのではないかと。

議 長

山崎委員。

山崎委員

はい。非農家取得になってますが、現在作ってる畑というのが、■■■■さんのさくらんぼ畑を倒したところに今ハッカを植えていて、実は私も■■■■さんと一緒にそのハッカをしているところです。で、多分その畑が足りないので借り始めるというところだと思うんですが。その話は私も聞いてないんですが、現在は、■■■■■■■■■■さんのさくらんぼ畑を倒した跡地でハッカを作っている状況です。ただ、■■■■さんが作ってるんじゃなくて■■■■さんとか従業員の方雇ってらっしゃって、その方が手入れをしている状態で、■■■■さんは本当に会社で、製造、販売っていう面をしているところなので、これから携わってくるのかなと思います。

議 長 荒沢委員。
荒沢委員 はい。了解しました。
議 長 その他何かございませんか。
お諮りいたします。
議第8号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)
議 長 御異議なしと認め、議第8号は、許可することに決定しました。

議 長 議第9号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第9号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料12ページを御覧ください。次第に沿って御説明いたします。

番号1、大字山口字[REDACTED]、他1筆。地目 台帳田、現況畑。面積1,813 m²。農地区分1種。譲受人並びに譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 資材置場1,813 m²。また関連事項ですが、併用地 宅地1,561.68 m²、雑種地1,821 m²です。

番号2、大字長岡字[REDACTED]、他1筆。地目 台帳、現況ともに畑。面積762 m²。農地区分3種。譲受人並びに譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 建築条件付売買予定地2区画563.55 m²。

番号3、大字干布字[REDACTED]。地目 台帳、現況ともに畑。面積452 m²。農地区分3種。譲受人並びに譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 一般住宅54.24 m²。

また、総会資料13ページから14ページに、今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、松田委員。

松田委員 はい。私のほうから、1番を説明させていただきます。隣の13ページ、番号1、右側の地図を御覧ください。羽黒神社の西側、ちょうど

東側のほうに、500mぐらい離れて、 の牛舎があります。場所的には、株式会社総合産業、主に建設現場の足場及び産廃の業者とお伺いしております。こちらの方が今回、西側のほうの田んぼ、遊休化しているところだったんですが、こちらの1,800㎡ほどを今回、資材置場として利用していただけるという案件になります。問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　　　　　2番、高橋委員。

高橋委員　　　　　はい。申請地は高掬駅の北側、北のほうにありまして、周りが住宅地となっておりまして、致し方ないものと思われますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　　　　3番、今野委員。

今野委員　　　　　はい。この土地は住宅と住宅に挟まれている土地であり、それから市道にも面しているということから許可やむなしというふうに判断をしているところであります。以上です。

議　　長　　　　　続いて、調査会委員の説明を求めます。

大石吉隆委員。

大石委員　　　　　はい。去る6月5日です、午後1時半から、私と白田委員、また事務局の案内のもと、現地、転用調査会を実施いたしました。担当地区の農業委員からも御説明いただきまして、3か所、現地を調査いたしまして、何ら問題ない、致し方ないと思われます。以上報告いたします。

議　　長　　　　　ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議　　長　　　　　お諮りいたします。

議第9号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議　　長　　　　　御異議なしと認め、議第9号は許可することに決定しました。

議　　長　　　　　本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第3回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前 10 時 30 分 閉会
